

# 「育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度」の実施

## 行動計画

従業員が職場を大切にしている意識を持ちながら「子の看護休暇を取得する」ことのメリットを理解してもらい、そのためには会社内で従業員相互の理解・協力関係が欠かせず、また、会社もそのための支援を行なう。将来を担う小学校入学の始期に達するまでの子を看護するための休暇を「年間一人5日から10日以上」に拡充することによって、従業員にとっては「仕事と家庭の両立」が図られることとなり、会社としても地域における子どもの育成に貢献できるための行動計画を策定する。

1. 計画期間                      平成26年4月1日～平成28年3月31日
2. 内容

目標1：「子の看護休暇の現状と制度の理解」のための話し合いと勉強会の実施

< 対策 >

- 平成26年4月1日～平成26年7月31日  
始業時打ち合わせ会議等利用して看護休暇についての従業員の現状理解等について全従業員が話し合う。
- 平成26年8月1日～平成26年12月31日  
始業時打ち合わせ会議等利用して看護休暇等の制度に関するパンフレット等を利用した勉強会を実施して制度の理解を深める。

目標2：「子の看護休暇の取得を年間10日に拡充」することの理解を深め、また、従業員相互の支援体制の確立。

< 対策 >

- 平成27年1月1日～平成27年3月31日  
始業時打ち合わせ会議等利用して「看護休暇の取得日数の拡充」等を実施することにより、従業員は「仕事と家庭の両立」が図られ、会社にとっても利点が多いことについての理解を深める
- 平成27年4月1日～平成27年9月30日  
専門講師により諸制度の理解を深めるための研修会を実施する。
- 平成27年4月1日～平成27年9月30日  
実施該当者に対する理解を深める。また、実施のための仕事の見直しや相互支援体制

を構築する。

目標 3 : 「看護休暇の拡充」の実施を推進する。

< 対策 >

●平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

「看護休暇の拡充」の周知並びに実施をする。また、始業時打ち合わせ等により従業員相互間の協力についての理解を深める。

●平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

「看護休暇の拡充」についての成果反省を踏まえてさらに実施を推進する。このことにより、会社内における看護休暇を取得できる職場環境が整い、もって、会社にとっても「地域における子供の育成」にも貢献する。

※ 「看護休暇の拡充」の実施は、行動計画実施途中であっても環境が整いしだい、平行して行なうこともありうる。

## 「所定外労働の削減のための措置の実施」

### 行動計画

定時退社により、従業員が家族と過ごすゆとりある時間を増やし、また、ゆとりある時間を利用して従業員が自らのスキルアップを図る等により仕事にも意欲持って取り組める職場環境を進める。仕事の見直しをする施策等を行ない、従業員が所定外労働時間を削減する行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1 : 会社内における過去 2 年間のシフト別の時間帯による所定外労働時間等を調査し、その現状を従業員に周知する。

< 対策 >

●平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日

従業員一人ひとりに所定外労働時間数を個別に周知する。

●平成 26 年 8 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日

全従業員に所定外労働時間数の削減のための必要性について周知する。

また、部外講師による所定外労働時間数の削減による時間の有効活用等に関する研修会を開催する。

目標 2：会社内のシフトごとの繁忙時間帯等を調査するとともに、こうした繁忙時間帯における所定外労働時間の多い時間帯における仕事の見直しや工夫をすることの従業員の意見、提案を求めそれを基に仕事の見直しをする。

< 対策 >

- 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日  
会社の始業時打ち合わせ会等で会社内の所定外労働時間数の多い時間帯を周知し、また、所定外労働時間数の削減等の意見、提案等を聴取する。
- 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日  
従業員の意見、提案等を基にした仕事の見直し事項等を従業員に周知し、それを試行実施する。特にこの試行期間中は所定外労をしないことへの従業員の理解を求める。

目標 3：前記目標 2 の試行結果を踏まえ、再度、仕事の見直しやシフト要員の見直し等を行い、所定外労働時間の削減シフト案（一人平均、4 週間で 10 時間から 4 時間の削減）を提示し、実施する。

< 対策 >

- 平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日  
目標 3 により全従業員に 4 交替制シフトごとの削減シフト案を提示し、実施する。
- 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日  
所定外労働時間の削減シフト案の実施結果について従業員に周知徹底する。
- 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日  
以後 2 か月ごとに成果・反省を行うとともに目標達成度合いを従業員へ始業時打ち合わせ会等で周知し、目標に向け取り組む。

**「若年者（高校生等）に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等通じた雇入れ又は職業訓練の実施」**

## 行動計画

中学校・高等学校等からの要請を受けて、若年者に体験研修やトライアル研修等通じて会社の就労実態を知っていただき、社会に出てからの就職先での基本的な心構えやマナー等（とりわけ「おもてなし」の心を持った対応）を学んでもらうとともに、将来の会社員としての夢を持ってもらうために更に充実した、次の行動計画を作成する。

1. 計画期間           平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
2. 内容

目標1：「インターンシップ等」実施のための従業員周知を図る。

< 対策 >

●平成26年4月1日～平成26年6月30日

全従業員に対してインターンシップ等の必要性などを始業時打ち合わせ会等で周知理解を求める。

●平成26年5月1日～平成26年6月30日

全従業員から始業時打ち合わせ会等で意見等聴取する。

目標2：「インターンシップ等」実施のための近隣中学校、高等学校等の要請に基づき、「インターンシップ等」実施する旨の周知を図る。

< 対策 >

●平成26年6月1日～平成26年6月30日

各中学校・高等学校の要請によるインターンシップ等実施の具体的日時等周知する。  
(予定)

●平成26年9月1日～平成26年9月30日

各中学校・高等学校の要請によるインターンシップ等実施の具体的日時等周知する。  
(予定)

●平成26年11月1日～平成26年11月30日

各中学校・高等学校の要請によるインターンシップ等実施の具体的日時等周知する。  
(予定)

注：「予定」は各学校等の要請日時と会社の日程との調整により決定する。

目標：3 「インターンシップ等」実施のための研修カリキュラム作成並びに会社内調整  
(目標2：中学校・高等学校の要請日時に合わせて調整する。)

< 対策 >

●平成26年6月1日～平成26年11月30日

全従業員に対してインターンシップ等実施の具体的日時等周知するとともに、研修内容について始業時打ち合わせ会等で意見等を聴取して、研修カリキュラムを策定する。この場合、4交代制における従業員全員の協力体制の大切さや、「お客さま意識」の醸成、とりわけ「おもてなし」の心を持った応対のできるカリキュラム内容に配慮する。

●平成26年6月1日～平成26年11月30日

「インターンシップ等」実施のための役割分担を最終決定を行い全従業員に周知する。

注：各学校等の要請日時と会社の日程との調整により決定する。

目標：4 「インターンシップ等」実施並びに反省会の実施

< 対策 >

●平成26年6月1日～平成27年3月31日

「インターンシップ等」実施並びに会社内反省会実施。

(中学校・高等学校の実施期日ごとに実施)

目標：5 「インターンシップ等」前年度実施結果並びに反省を踏まえ、次年度に活かす。

< 対策 >

●平成27年4月1日～平成28年3月31日

目標1～4を踏まえ、充実したインターンシップ等を実施する。

#### ★事業を利用して・・・ 有限会社鶴の湯温泉さん（仙北市）

有限会社鶴の湯温泉は、会社経営の順調な推移と地域経済の発展に貢献できるよう取り組んでおります。特に、従業員の「お客様への接客マナー、とりわけ『おもてなしの心』を持ったサービスの徹底」により、リピーターのお客様の増加が図られ、企業の経営安定と雇用増加により、従業員が安心して働けるよう心がけております。この取組によって、従業員が「仕事と家庭の両立」を図り、職場での「お客様の接客等」の仕事に更に熱意を持って取り組める職場環境を整え、もって、地域経済の社会的貢献に資していきたい。

#### ★次世代育成サポートアドバイザー 渡辺 勝治さん

有限会社鶴の湯温泉は乳頭温泉郷の中心的役割を担っております。観光客増加は地域経済の発展に大きく貢献し、かつ、雇用促進にも大きな役割を担っております。お客様第一の「おもてなしの心」の取組が更に徹底されることにより、従業員の「仕事と家庭の両立」が図られ、家庭生活が豊かになり、加えて、企業の地域経済への社会的貢献に繋がるように取り組んでいただきたい。